

我孫子市雨水貯留タンク設置補助金交付要綱

我孫子市雨水抑制施設設置補助金交付要綱（平成16年告示第94号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、総合的な水害対策の一環として、雨水の流出を抑制し、都市型水害の軽減及び雨水の再利用に対する市民意識の向上を図るため、建築物の敷地内に雨水貯留タンクを設置しようとする者に対し、予算の範囲内において交付する補助金に関し、我孫子市補助金等交付規則（平成元年規則第23号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

（補助対象者）

第2条 この要綱に基づき補助金の交付を受けることができる者は、市内に所有する家屋等の建築物の敷地内に雨水貯留タンク（一時的に150リットル以上の雨水を貯めることができる施設に限る。）を設置する者とする。

（補助金の額）

第3条 補助金の額は、雨水貯留タンクを設置するために要した費用（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に相当する額とする。ただし、1基につき30,000円（2基以上の場合は50,000円）を限度とする。

（適用除外）

第4条 第2条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の対象としない。ただし、市長が必要があると認めたときは、この限りでない。

- （1） 不動産業等営利事業者が販売目的で雨水貯留タンクを設置しようとする場合
- （2） 市の補助金の交付を受けて雨水貯留タンクを設置した場所に更に設置する場合

（申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、我孫子市雨水貯留タンク設置補

助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- （1）案内図
- （2）設置する箇所を表示した図面
- （3）設置する雨水貯留タンクのカatalog等
- （4）見積書の写し

（交付決定）

第6条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、速やかに内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、我孫子市雨水貯留タンク設置補助金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知する。

（実績報告）

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者は、雨水貯留タンクの設置工事が完了したときは、我孫子市雨水貯留タンク設置補助金実績報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添付して、市長に報告しなければならない。

- （1）領収書の写し
- （2）設置後の写真

（補助金の請求）

第8条 補助金の請求は、我孫子市雨水貯留タンク設置補助金交付請求書（様式第4号）により行う。

（維持管理）

第9条 補助金の交付を受けた者は、降雨前に雨水貯留タンク内の雨水を放流する等、雨水貯留タンクを常に良好な状態で維持管理しなければならない。

（協力）

第10条 補助金の交付を受けた者は、市長が行う雨水貯留タンクの維持管理に係る調査に協力するものとする。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行前に、この告示による改正前の我孫子市雨水抑制施設設置補助金交付要綱第 5 条の規定により申請された補助金については、なお従前の例による。

様式第4号(第8条関係)

年 月 日

我孫子市雨水貯留タンク設置補助金交付請求書

我孫子市長 あて

住 所
申請者 氏 名 印
電 話

次のとおり補助金を請求します。

1 請求額 円

2 振込先

口座振込先	金融機関名		支店名	
	口座番号		区分	1 普通 2 当座
	口座名義人	カタカナで記入してください。		